

2013 年度環境活動レポート

(活動期間：2013 年 10 月～2014 年 9 月)

宮田アルマイト工業株式会社

作成日：2014 年 11 月 20 日

目次

1. 組織の概要	3
2. 対象範囲	3
3. レポートの対象期間及び発効日	3
4. 環境方針	4
5. 環境目標(中長期目標・単年度目標)	5
6. 環境活動計画・評価・次年度の取組内容	6
7. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価	7
8. 代表者による全体評価と見直しの結果	10

1. 組織の概要（事業所名、所在地、事業の概要、事業規模等）

- 事業所名：宮田アルマイト工業株式会社（創業 昭和 42 年 3 月 / 設立 昭和 48 年 10 月）
- 代表者名：代表取締役 清水光吉
- 所在地：〒399-4301 長野県上伊那郡宮田村 5352 番地 10
TEL：0265-85-2340 FAX：0265-85-3512
- 環境管理責任者氏名：生産技術部 酒井 英晴 E-mail:h-sakai@miyada-al.co.jp
- 事業の概要：アルミを主体とした、アルマイト処理・化成処理・電着塗装
及び無電解ニッケルメッキ等の表面処理
- 事業の規模：敷地面積：3,690 m² 建築面積：1,965 m²
資本金：3,500 万円 従業員：48 名
- 事業年度：10 月～9 月

2. 対象範囲（認証・登録範囲）

- 認証・登録範囲：全組織での活動

3. レポートの対象期間及び発行日

- レポートの対象期間及び発効日
2013 年 10 月～2014 年 9 月 発効日：2014 年 11 月 20 日

4. 環境方針

環境方針

【環境理念】

当社は「環境との共生」を理念とし、環境経営システムを構築、運用し、環境保全活動を強力に進めて「環境に優しい企業」を目指します。

【2013年度環境方針】

『環境との共生の為、エネルギー経費2%削減』

<数値目標>

エネルギー経費節減 前年度 2%削減
(重油は20%削減)

<重点目標>

1. エコアクションを推進し、全員で環境エネルギー低減に取り組む。
2. システムルールの厳守、決められたことを守れる職場に。
3. 担当を決め、全員で節減を目指す。

制定日 2013年10月1日

宮田アルマイト工業株式会社

代表取締役 清水 光吉

5. 環境目標

中長期目標（2012年～2014年）

※電力の排出係数は2010年度 中部電力 0.473(kg-CO2/kWh)を使用

項目	基準年(2010年)	2012年	2013年	2014年
二酸化炭素排出量 (kg-CO2)	1,133,165	1,110,502 (2%削減)	1,099,170 (3%削減)	1,087,839 (4%削減)
一般廃棄物(可燃) (t)	2.20	2.17 (2%削減)	2.13 (3%削減)	2.11 (4%削減)
産業廃棄物 (不燃ごみ)(t)	1.24	1.22 (2%削減)	1.20 (3%削減)	1.19 (4%削減)
産業廃棄物(t) (汚泥・明礬)	114	97 (15%削減)	91 (20%削減)	89 (22%削減)
上水・井戸水 (m ³)	45,086	44,184 (2%削減)	43,733 (3%削減)	43,282 (4%削減)
化学物質 (Kg)	750	735 (2%削減)	728 (2%削減)	720 (4%削減)
事務用品の グリーン購入(%)	実態把握 していない	80%	90%	90%
製品・サービス 品質向上	アルマイト処理不 良率低減	1.80%	0.80%	0.70%

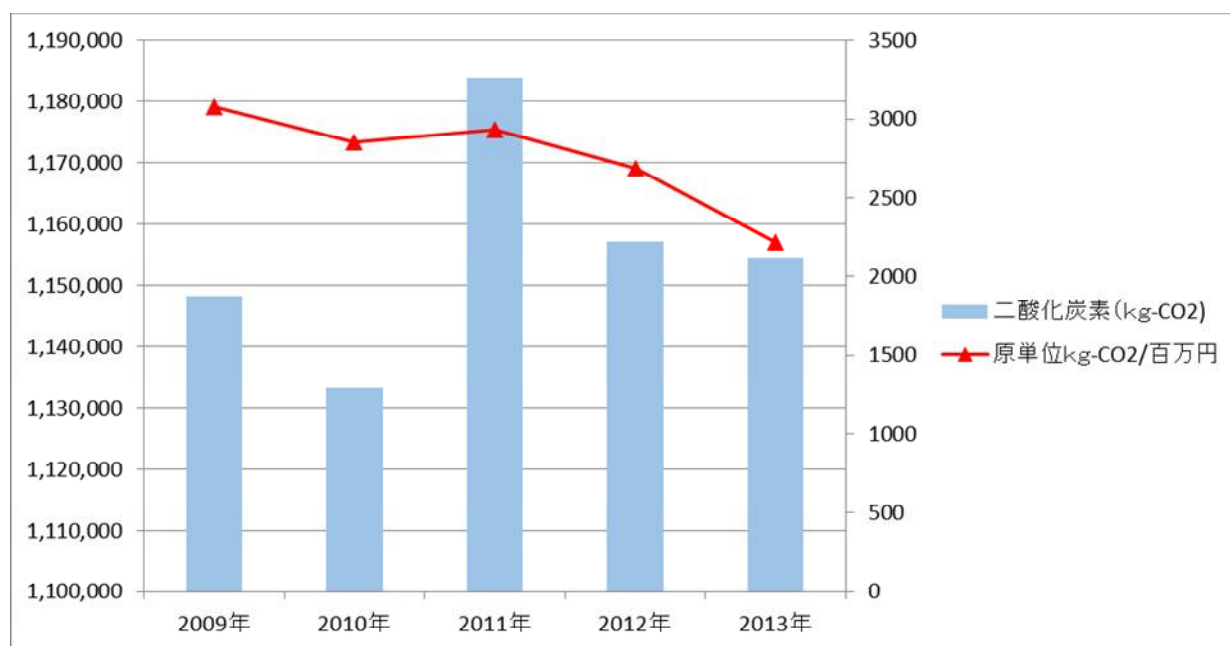
2013 年度目標と実績・評価 （評価は実数と売上高原単位で行いました。）

※電力の排出係数は2010 年度 中部電力 0.473(kg-CO2/kWh)を使用

評価 ○：目標達成 △：ほぼ達成 ×：未達

項目	基準年(2010年)	2013年目標	2013年実績	評価	2013年度実績 原単位/万円	評価
二酸化炭素排出量 (kg-CO2)	1,133,165	1,099,170 (3%削減)	1,154,576 (5.0%増加)	×	28.54→22.20 (22.2%削減)	○
一般廃棄物(可燃) (t)	2.20	2.13 (3%削減)	2.22 (3.1%増加)	×	0.00006→0.00004 (22.8%削減)	○
産業廃棄物 (不燃ごみ)(t)	1.24	1.20 (3%削減)	1.28 (6.1%増加)	×	0.00003→0.00002 (20.6%削減)	○
産業廃棄物(t) (汚泥・明礬)	114.0	91.0 (20%削減)	72.7 (20.2%削減)	○	0.00287→0.00140 (51.3%削減)	○
上水・井戸水 (m ³)	45,086	43,733 (3%削減)	48,169 (10.1%増加)	×	1.13→0.93 (18.4%削減)	○
化学物質 (Kg)	750	735 (2%削減)	1,005 (38.1%増加)	×	0.01890→0.0193 (2.3%増加)	×
事務用品の グリーン購入(%)	実態把握 していない	80%	把握	×	把握	×
製品・サービス 品質向上	アルマイト処理 不良率低減	0.80%	0.70%	○	-	-

(原単位の実績は基準年との比較)



6. 環境活動計画・評価・次年度の取組内容

評価 ◎：実施し効果大 ○：実施 △一部未実施 ×未実施

項目	環境活動計画の内容	評価	次年度の取組内容
二酸化炭素排出量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要時の消灯 ・ エコ蒸気管の導入（蒸気漏れ改善） ・ 設備空転防止 ・ パソコン電源管理 ・ 空調温度の適正化及び担当者決め （冷房28℃ 暖房20℃） ・ LED、太陽光発電の検討 ・ アイドリング・急発進禁止 ・ 納入便のルート検討 ・ 納入便の改廃検討 ・ 終了時のボイラOFF 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ◎ ○ ○ ◎ ○ ○ ○ ○ ○ 	<ul style="list-style-type: none"> ○は継続 エコ蒸気管の維持 LED、太陽光発電の導入
一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議のペーパーレス ・ 空箱の客先返却 ・ アルミ、ガラス分別 ・ 重量測定及び部署名明記 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ ○ 	継続実施
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚泥の含水率低減及び維持 ・ 濾布の更新及びメンテナンス 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ◎ 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 濾布目詰り除去法検討
上水・井戸水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不使用時のバルブOFF（掲示等） ・ 向流多段水洗の実施 ・ 流量計の導入 ・ 不要水（RO濾液）の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ ◎ 	継続実施
化学物質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用薬品の見直し ・ 工程改善 ・ 薬品濃度の分析による補給の適正管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○ △ ○ 	工程改善の検討
グリーン購入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務用品のグリーン購入把握 	<ul style="list-style-type: none"> △ 	把握・実施
製品・サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ アルマイト処理不良率低減 	<ul style="list-style-type: none"> △ 	改善を継続

7. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

確認日：2014年 9月 20日 確認者：環境管理責任者 酒井英晴

適用法令	項目・条文	法適用項目	確認すべき項目	確認結果
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	法12条 2項	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物が飛散・流出・地下浸透しないようにする・騒音・振動又は悪臭等の防止・保管施設による保管・保管・詰め替え場所の囲い 掲示版 60cm×60cm) → (種類・管理者・連絡先等) 収集運搬・処分業 (それぞれに契約) マニフェストの交付 返却管理 産業廃棄物管理表 (マニフェスト) 5年間保管 管理表交付者は毎年6月30日までに前年度の交付状況を知事に報告する。 	現場及び点検表で確認	○
	法12条 令6条の 2		<ul style="list-style-type: none"> 契約書・許可証で確認 	○
	法12条の 3		<ul style="list-style-type: none"> マニフェストで確認 届出で確認 	○
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	法4条 法38条	<ul style="list-style-type: none"> フロン類が適正かつ確実に回収され、及び破壊されるために必要な措置 大気放出の禁止 	管理記録	○
大気汚染防止法	法6条 法16条	<ul style="list-style-type: none"> ばい煙発生施設ボイラ→ボイラ伝熱面積 10㎡以上・燃烧能力重油換算 50L/h以上 ばい煙等の測定義務・測定結果は3年間保管。(ばいじん・窒素酸化物等) (6カ月測定を実施) 	測定記録	○
水質汚濁防止法	法5条 法14条1 項	<ul style="list-style-type: none"> 特定施設の設置 排出水の測定・記録 特定施設の破損等により、有害物質又は油を含む水による、被害を生ずる恐れがある時は、事故の状況及び処置概要を知事に届け出ること。 	設置届	○
	法14条2 項		<ul style="list-style-type: none"> 水質測定記録 事故届 	○ —
浄化槽法	法5条	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽の設置又は構造の変更をするものは、知事に届け出る事。 浄化槽の使用を廃止した時は30日以内に知事に届け出る事。 浄化槽の保守点検は、技術上の基準に従って行う 	設置届	○
	法8条		廃止届	—
	法9条		点検記録	○

	法 11 条	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の清掃は、技術上の基準（規則 3 条）に従って行う事。 ・浄化槽管理者は規則 9 条の定めによる検査を毎年 1 回指定検査機関で受ける事。 	<p>清掃記録</p> <p>検査記録</p>	<p>○</p> <p>○</p>
騒音規制法	法 6 条 施行令 別表第 1	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地域内の事業所に特定施設を設置あるいは変更するものは、設置工事開始の 30 日前までに市町村長に届出が必要。 <p>（特定施設）空気圧縮機及び送風機 原動機定格出力が 7.5 キロワット以上</p>	設置届	○
消防法	法 9 条 法 10 条 法 13 条 法 14 条の 3 の 2 法 14 条の 4 法 16 条 の 3	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村火災予防条例 指定数量の 1/5 以上 指定数量未満の危険物 ・指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所で貯蔵してはならない。 ・指定数量以上の危険物は、製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所で取り扱ってはならない。 ・ ・製造所、貯蔵所又は取扱所においては、甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ取扱が出来ない。 ・政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。 ・自衛消防組織を置かなければならない。 ・危険物の流出その他の事故が発生した場合の届出 	<p>表示板</p> <p>点検記録 自衛組織</p> <p>事故届</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
毒物及び劇物取締法	法 11 条 法 12 条 法 16 条の 2	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物又は劇物の盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない ・毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」は赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示 ・飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない 		○
PRTR 法	法 15 条	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴う排出量及び移動量を把握すること。 ・届出は毎年度 6 月 30 日までに実施する。 		○

※環境関連法規制等の順守状況の評価の結果、環境関連法規制等は順守されていました。なお、違反、訴訟等も過去 3 年間ありませんでした。

8. 代表者による全体評価と見直しの結果

【全体の評価】

『エコアクション21』活動が昨期認定されたが、今期は具体的な効果を目指して検討を進めてきた。

これは活動にハズミを付ける狙いと、色々なアイデアがうまく生きれば、環境保全は勿論であるが、エネルギー経費の削減にもなり、収益につながることを実証したいという思いから、思い切って実施してきた。

その意味では蒸気漏れを修理しての『エコ蒸気管』の導入及び『濾布の更新』による濾布の目詰り防止は、効果があったと考える。

次期も積極的に、新しいモノに挑戦していきたい。

【環境目標の達成状況】

売り上げ（生産量）の増加があつて、総量では目標達成は厳しかったが、売上高原単位では化学物質以外の項目は全て目標達成できたが、削減率も予想外に大きかった。

特に『エコ蒸気管』の導入は『A重油』の削減が30%程度となり、『二酸化炭素削減』に大きく貢献し、経費の点でも収益に貢献がみられた。

『可燃・不燃ゴミ』は重量測定と部署名明記が定着してきた。

【環境活動計画の実施及び運用結果】

計画通り進めることができ全員の認識も向上できたと感じる。

次期は新たな計画も取り入れ、活動をグレードアップさせていきたい。

【環境関連法規等の順守状況】

2014年9月20日に実施して、順守できていることを再確認した。

【外部からの苦情・要望等】

外部からの苦情・要望は特になかった。

【変更の必要性】

	変更の必要性	具体的な指示事項
環境方針	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	特になし
環境目標及び 環境活動計画	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	特になし
環境経営システム等	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	特になし